

備考	新玉塚 市立第一中学校 不登校 11-4 〒107-8503 東京都港区赤坂 赤坂2-20-3 物産ビル北地区 5校 69 住所記載 阿玉原建設株式会社 令和2年9月23日
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。 2 登録が削除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。